

監査委員に対する反対討論（要旨）

2015/5/15

まつざき真琴

私は、日本共産党県議団として、ただいま提案されました議案第65号、監査委員に自民党の園田豊氏と公明党の松田浩孝氏を選任する件について反対し、その理由を述べ討論いたします。

私は、前年度の議員の監査委員の選任について、自民党1名、県民連合および公明党から1名選任されることについて、その基準をなくし、共産党も含めて選任されるよう要望し、反対をいたしました。今回、改選後の議会の構成等について協議する世話人会の場で、改めて、すべての議員を対象として選任を可能とするよう基準を改めるべきと提案しましたが、協議の結果、多数決で、従来通り、交渉会派の自民党から1名、県民連合及び公明党から1名という枠で人選が行われることと決まりました。

よって、今回提案されている議員は、会派から選出されていることから、選任に同意するかの検討については、過去のその会派の監査委員としての実績に基づいて判断することといたしました。

2013年7月1日に提出された、鹿児島―上海線の維持存続を図るために実施された上海派遣短期特別事業および上海線利用促進特別対策事業費にかかわる住民監査請求を監査した議員の監査委員は自民党と県民連合、また、2011年4月8日に提出された、産業廃棄物最終処分場施設建設のために土地を賃借するための公金支出にかかわる住民監査請求について、監査を行ったのは、自民党と公明党の監査委員でありました。

この監査の内容や判断について、この場で一つひとつ検証する立場も、時間も私にはありませんが、提案された監査委員の選任に同意するか否かの判断をするにあたって、住民から提出された請求の内容と監査の状況を見たときに、請求者の主張が全て妥当であるとされなくても、部分的に住民の請求に合理性と妥当性があると考えられるものに対しても、全てが県の主張をなぞる内容で、結果として「請求人の措置請求には理由がない」と判断されていることに、監査委員としての姿勢に疑問を持つものであります。

本県議会は、伊藤知事就任以来、日本共産党県議団以外の全ての会派が、提案される予算、決算に「オール賛成」の議会であります。賛成した予算、決算にかかわる住民監査請求において、問題ありという立場で「勧告」「措置」を行う判断を下すことは、会派において自己矛盾を抱えることになり、現実的に不可能であると思われます。議員の監査委員が、会派を離れた個人の立場で選任されれば、それは、会派の決定や会派の議会での予算・決算の可否に縛られることなく、住民の立場に立って、公正・中立で厳正な監査が可能となります。

以上の理由から、改めて、議員の監査委員については、議員個人として全ての議員を対象として選任すべきであることを主張し、自民党会派、公明党会派から選出された両氏の選任に反対することを表明し、討論を終わります。